

## 令和 7 年安曇野市議会 9 月定例会 提案説明書

— 目次 —

|                |    |
|----------------|----|
| 報告第 19 号 ..... | 1  |
| 報告第 20 号 ..... | 2  |
| 報告第 21 号 ..... | 3  |
| 報告第 22 号 ..... | 4  |
| 報告第 23 号 ..... | 5  |
| 報告第 24 号 ..... | 7  |
| 報告第 25 号 ..... | 8  |
| 議案第 60 号 ..... | 9  |
| 議案第 61 号 ..... | 10 |
| 議案第 62 号 ..... | 11 |
| 議案第 63 号 ..... | 12 |
| 議案第 64 号 ..... | 13 |
| 議案第 65 号 ..... | 14 |
| 議案第 66 号 ..... | 15 |
| 議案第 67 号 ..... | 16 |
| 議案第 68 号 ..... | 17 |
| 議案第 69 号 ..... | 18 |
| 議案第 70 号 ..... | 23 |
| 議案第 71 号 ..... | 25 |
| 議案第 72 号 ..... | 27 |
| 議案第 73 号 ..... | 29 |
| 議案第 74 号 ..... | 30 |
| 議案第 75 号 ..... | 31 |
| 議案第 76 号 ..... | 32 |
| 議案第 77 号 ..... | 33 |
| 議案第 78 号 ..... | 34 |
| 議案第 79 号 ..... | 38 |
| 議案第 80 号 ..... | 41 |
| 議案第 81 号 ..... | 43 |
| 議案第 82 号 ..... | 46 |
| 議案第 83 号 ..... | 47 |
| 議案第 84 号 ..... | 48 |
| 議案第 85 号 ..... | 49 |
| 議案第 86 号 ..... | 50 |

|                |    |
|----------------|----|
| 議案第 87 号 ..... | 51 |
| 議案第 88 号 ..... | 52 |
| 議案第 89 号 ..... | 53 |
| 議案第 90 号 ..... | 55 |
| 議案第 91 号 ..... | 57 |
| 議案第 92 号 ..... | 58 |
| 議案第 93 号 ..... | 59 |

## 報告第 19 号

### 令和 6 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率について

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、報告するものです。

健全化判断比率の内、実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当となる会計の決算がすべて黒字であったため、算定されません。

実質公債費比率は、7.9%となりました。

将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、昨年度に引き続き算定されません。

参考までに、安曇野市に適用される早期健全化基準は、表の括弧内の数字のとおり、実質赤字比率が 11.91%、連結実質赤字比率が 16.91%、実質公債費比率が 25.0%、将来負担比率が 350.0%です。

説明は、以上です。

## 報告第 20 号

令和 6 年度決算に基づく安曇野市産業団地造成事業特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告するものです。

資金不足比率は算定されませんでした。

説明は、以上です。

## 報告第 21 号

### 令和 6 年度決算に基づく安曇野市有明荘特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告するものです。

資金不足比率は算定されませんでした。

説明は、以上です。

## 報告第 22 号

令和 6 年度決算に基づく安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告するものです。

資金不足比率は、安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業会計ともに、算定されませんでした。

なお、表中の備考欄の数値は事業規模です。

説明は、以上です。

## 報告第 23 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第 1 号））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、令和 7 年 7 月 23 日付けで専決処分したものです。

内容についてご説明します。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 102 億 3,345 万 4 千円とするものです。

対象者に給付する「高額医療合算介護・予防サービス費」について、7 月以降の予算額に不足が生ずることが判明したため、不足額について歳入歳出それぞれ専決処分により増額補正したものです。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から、主なものについて説明いたします。  
（事項別明細書は 9 ページからです。）

3 款 国庫支出金 補正額は 49 万 2 千円の増額です。

1 項 国庫負担金は、40 万円の増額です。高額医療合算介護・予防サービス費の保険給付費増額補正に伴い、介護給付費負担金の増額を見込むものです。

2 項 国庫補助金は、9 万 2 千円の増額です。高額医療合算介護・予防サービス費の保険給付費増額補正に伴い、調整交付金の増額を見込むものです。

4 款 支払基金交付金 1 項 支払基金交付金は補正額 54 万円の増額です。高額医療合算介護・予防サービス費の保険給付費増額補正に伴い、支払基金交付金の増額を見込むものです。

5 款 県支出金 1 項 県負担金は 25 万円の増額です。高額医療合算介護・予防サービス費の保険給付費増額補正に伴い、県負担金の増額を見込むものです。

8 款 繰入金 補正額は 71 万 8 千円の増額です。

1 項 一般会計繰入金は 25 万円の増額です。高額医療合算介護・予防サービス費の保険給付費増額補正に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものです。

2 項 基金繰入金は 46 万 8 千円の増額です。高額医療合算介護・予防サービス費の保険給付費増額補正に伴い、基金繰入金を増額するものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。  
（事項別明細書は 11 ページからとなります。）

2 款 保険給付費 5 項 高額医療合算介護・予防サービス費は 200 万円の増額です。  
医療保険と介護保険の 1 年間の自己負担額が基準額を超えた場合に給付する高額医療合算介護・予防サービス費について増額するものです。

説明は、以上です。

## 報告第 24 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分について（道路事故に関するこ  
と）

別紙をお願いします。

安曇野市穂高有明 1831 番 3 先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 7 年 7 月 9 日付けで専決処分したものです。

### 1 和解の相手方

市外在住者です。

### 2 事故の概要

令和 7 年 4 月 10 日午後 8 時 10 分頃、損害賠償請求者が運転する軽自動車が市道穂高 1 級 9 号線を南方面に走行中、車線左側を自転車が走行していたため、道路中央へ進路を変更したところ舗装路面が欠損しており、右側後輪を損傷したものです。

### 3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を 70%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 103,373 円を賠償するものとして、令和 7 年 7 月 9 日に示談が成立いたしました。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

説明は、以上です。

## 報告第 25 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分について（道路事故に関するこ  
と）

別紙をお願いいたします。

安曇野市豊科高家 3555 番 1 先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 7 年 7 月 9 日付けで専決処分したものです。

### 1 和解の相手方

市内在住者です。

### 2 事故の概要

令和 7 年 4 月 21 日午後 1 時 30 分頃、損害賠償請求者が運転する軽自動車が市道豊科 1560 号線を北方面に走行中、舗装路面が欠損しており左側前輪及び後輪を損傷したものです。

### 3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を 30%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 12,474 円を賠償するものとして、令和 7 年 7 月 9 日に示談が成立いたしました。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

説明は、以上です。

## 議案第 60 号

### 安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本改正案は、令和 6 年 8 月の人事院勧告に伴う、仕事と生活の両立支援の拡充に対応するものです。

主な改正内容として、第 12 条の 3 ですが、妊娠・出産時や育児期の職員への、面談等による両立支援制度の周知や制度利用・働き方の意向聴取及び聴取した意向への配慮を任命権者に義務づけ、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するためのものです。

- (1) 妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向調査等
- (2) 3 歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認等

本改正は、令和 7 年 10 月 1 日から施行しますが、附則第 2 項に規定する経過措置は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

## 議案第 61 号

### 安曇野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

本改正案は、令和 6 年 8 月の人事院勧告に伴う、仕事と生活の両立支援の拡充に対応するものです。

主な改正内容として、職員が育児のために勤務しないことを認める制度である部分休業制度の拡充がされた点となります。

第 18 条の 2 ですが、部分休業の取得パターンが多様化され、現行の 1 日に 2 時間の範囲内で取得できる部分休業に加え、1 年に 10 日相当の時間数の範囲内で 1 日当たりの上限時間数なく部分休業を取得できるパターンが追加されております。

いずれの取得パターンを取得するかは、職員による選択制としており、1 年ごとに任命権者に申し出ることとしております。

その他、これに伴う部分休業の変更、取消のケースの規定について改正しております。

本改正は、令和 7 年 10 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

## 議案第 62 号

安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

本改正案は、基幹系業務システムについて、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、本年度に標準化基準に適合したシステムへ移行することに伴い、一元的に住登外者の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として設けられることに対応するためのものです。

改正の内容は、「独自利用事務として、個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務の追加」及び「特定個人情報の庁内連携を行う事務又は同一地方公共団体内の他機関への情報提供を行う事務として住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務の追加」を行うものです。

本改正は、令和 7 年12月 8 日から施行します。

説明は、以上です。

## 議案第 63 号

### 安曇野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

本改正案は、給水装置工事を実施する場合は、市が指定している給水装置工事事業者が施工するよう定めておりますが、令和6年能登半島地震において、宅内配管の業者の確保が困難な状況となり、復旧が遅れ、家庭で水道水が使用できない状況が長期化しました。

このため、災害その他非常の場合にあって、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されるときは、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者により給水装置工事が実施できるように改正するものです。

また、条例において配水管から分岐して給水装置を布設する給水装置工事と、配水管が布設されていない場所へ配水管（給水管）を布設する負担金工事について、条例の規定が明確でないため、給水装置工事と負担金工事に係る規定を整理するものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

## 議案第 64 号

### 安曇野市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

本改正案は、排水設備等の新設等の工事を行う場合は、市長の指定を受けた「排水設備指定工事店」でなければ行うことができないこととしていますが、令和6年能登半島地震において、多くの家屋で排水設備等が破損し、工事を行える指定工事店の確保が困難な状況となり、排水設備等の復旧が遅れました。

このことから、災害その他非常の場合において、市長が必要と認めるときは、他の市町村長の指定を受けた工事店であっても排水設備等の新設等の工事が行えるように改正するものです。

また、併せて字句等所要の修正を行うものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

## 議案第 65 号

### 安曇野市公共下水道条例の一部を改正する条例

本条例案は、排水設備等の新設等の工事を行う場合は、市長の指定を受けた「排水設備指定工事店」でなければ行うことができないこととしていますが、令和6年能登半島地震において、多くの家屋で排水設備等が破損し、工事を行える指定工事店の確保が困難な状況となり、排水設備等の復旧が遅れました。

このことから、災害その他非常の場合において、市長が必要と認めるときは、他の市町村長の指定を受けた工事店であっても排水設備等の新設等の工事が行えるように改正するものです。

また、併せて字句等所要の修正を行うものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

## 議案第 66 号

### 安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本改正案は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等による連携施設の確保に関する規定について、改正するものです。

- (1) 連携施設の確保が著しく困難な場合に連携施設を確保しないことができる経過措置の期限を 15 年に延長
- (2) 保育内容支援に係る連携施設の見直し
- (3) 代替保育に係る連携施設の見直し が対象となります。

改正の内容は、連携施設経過措置について、国基準の施行の日から起算して 15 年を経過する日までの間において適用されることに伴い、条例の施行日から 15 年間に延長するもの。

保育内容支援の連携協力について、連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、小規模保育事業 A 型もしくは小規模保育事業 B 型または事業所内保育事業との連携が確保できれば、当該連携施設を確保しないことができるもの。

代替保育に係る連携協力について、これまでの要件に加えて、教育委員会が必要な措置を講じてもお連携協力を行う者の確保が著しく困難な場合においても代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができるもの。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

---

小規模保育事業：認可定員 6～19 人

小規模保育事業 A 型：職員は保育士資格を取得、保育所の配置基準※1 + 1 名の配置

小規模保育事業 B 型：職員の 1/2 が保育士資格取得、保育所の配置基準※1 + 1 名の配置

事業所内保育事業：定員 19 人以下の場合は小規模保育事業 A・B 型の基準と同様

事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする子どもが対象

安曇野市内の小規模保育事業はすべて A 型、事業所内保育事業は 1 施設（きらり穂高病院保育園）

※1 保育所の配置基準 0 歳児 3 : 1、1・2 歳児 6 : 1、職員は保育士資格を取得

## 議案第 67 号

### 安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本条例案は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正に伴い、特定地域型保育事業者等による連携施設の確保に関する規定について、改正するものです。

- (1) 連携施設の確保が著しく困難な場合に連携施設を確保しないことができる経過措置の期限を 15 年に延長
- (2) 保育内容支援に係る連携施設の見直し
- (3) 代替保育に係る連携施設の見直し が対象となります。

改正の内容は、連携施設経過措置について、国基準の施行の日から起算して 15 年を経過する日までの間において適用されることに伴い、条例の施行日から 15 年間に延長するもの。

保育内容支援の連携協力について、連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、小規模保育事業 A 型もしくは小規模保育事業 B 型または事業所内保育事業との連携が確保できれば、当該連携施設を確保しないことができるもの。

代替保育に係る連携協力について、これまでの要件に加えて、教育委員会が必要な措置を講じてもなお連携協力を行う者の確保が著しく困難な場合においても代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができるもの。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

---

小規模保育事業：認可定員 6～19 人

小規模保育事業 A 型：職員は保育士資格を取得、保育所の配置基準<sup>※1</sup> + 1 名の配置

小規模保育事業 B 型：職員の 1/2 が保育士資格取得、保育所の配置基準<sup>※1</sup> + 1 名の配置

事業所内保育事業：定員 19 人以下の場合は小規模保育事業 A・B 型の基準と同様

事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする子どもが対象

安曇野市内の小規模保育事業はすべて A 型、事業所内保育事業は 1 施設（きらり穂高病院保育園）

※1 保育所の配置基準 0 歳児 3 : 1、1・2 歳児 6 : 1、職員は保育士資格を取得

## 議案第 68 号

### 安曇野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

本条例案は、公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における選挙運動の公費負担の限度額が物価変動等を踏まえて見直しがされたことから、これに準じて、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額についても改正を行うものです。

改正内容であります。

第 6 条では、選挙運動用ビラの作成の公営限度額を 8 円 38 銭に改正するものです。

第 8 条では、選挙運動用ビラの作成の公費の支払いについて、作成単価の限度額を 8 円 38 銭に改正するものです。

第 9 条では、選挙運動用ポスター作成における公営限度額について、算出の元となる単価を 1 掲示当たり 586 円 88 銭に改正するものです。

その他、字句体裁の整理です。

附則につきましては、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

## 議案第 69 号

### 令和 7 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 3 号）

#### （補正予算の要旨）

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14 億 6,000 万円を追加し、524 億 9,100 万円とします。

令和 7 年度後期の予算に過不足が生じることが予測されるもの、事業化の見通しが立ったものなどについて計上しています。

議案書により説明します。

#### 〔説明事項〕

まず、歳入で、議案書の「第 1 表歳入歳出予算補正」の歳入となります。

（事項別明細書は予算説明書の 13 ページからとなります。）

主なものに限り説明します。

10 款 地方特例交付金は、△534 万 1 千円の減額です。

1 項 地方特例交付金で、交付額の確定により、全額「個人住民税減収補填特例交付金」の減額です。

11 款 地方交付税は、5 億 1,915 万 3 千円の増額です。

1 項 地方交付税で、交付額の確定により、全額「普通交付税」の増額です。

13 款 分担金及び負担金は、6 万 7 千円の増額です。

2 項 負担金で、全額「霊園管理料滞納繰越分」の増額です。

14 款 使用料及び手数料は、△26 万 8 千円の減額です。

2 項 手数料で、全額「キオスク端末利用手数料」の減額です。

15 款 国庫支出金は、4,878 万 1 千円の増額です。

1 項 国庫負担金で、1,253 万 5 千円の増額です。前年度給付費の精算に伴う「自立支援給付費負担金」（1,263 万 7 千円）の増額が主なものです。

2 項 国庫補助金で、3,542 万 7 千円の増額です。本陣等々力家再生・活用事業に伴う「第 2 世代交付金（地方創生拠点整備事業）」（880 万円）の増額、国の物価高騰対策として「物価高騰対応重点支援地方創生交付金（令和 7 年度予備推奨事業メニュー分）」（4,591 万 7 千円）の増額、交付額の確定による「社会資本整備総合交付金」（△2,178 万円）の減額が主なものです。

3 項 国庫委託金で、81 万 9 千円の増額です。交付決定により、全額「中長期在留者住居地届出等事務委託金」の増額です。

（事項別明細書は予算説明書の 15 ページからとなります。）

16 款 県支出金は、6,799 万 1 千円の増額です。

1 項 県負担金で、△95 万 7 千円の減額です。交付決定による介護保険料の低所得者保険料軽減県負担金（△137 万 8 千円）の減額が主なものです。

2 項 県補助金で、6,716 万 8 千円の増額です。県補助対象となっている 15 歳までの児童等への給付見込額に伴う「福祉医療給付事業補助金」(6,600 万円)の増額が主なものです。

3 項 県委託金で、178 万円の増額です。全額「国勢調査委託金」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 17 ページからとなります。)

17 款 財産収入は、122 万 5 千円の増額です。

1 項 財産運用収入で、全額「穂高温泉供給株式会社配当金」(122 万 5 千円)の増額です。

18 款 寄附金は、3 億 2,140 万円の増額です。

1 項 寄附金で、上半期の寄附の状況から「ふるさと寄附金」(3 億円)の増額が主なものです。

19 款 繰入金は、2 億 1,870 万 2 千円の増額です。

2 項 基金繰入金で、財源調整による「財政調整基金繰入金」(3,094 万 7 千円)の増額、借換債の発行を一部取りやめたことに伴う「減債基金繰入金」(1 億 7,800 万円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 19 ページからとなります。)

20 款 繰越金は、8 億 8,286 万 6 千円の増額です。

1 項 繰越金で、前年度決算に伴う額の確定により、全額「繰越金」の増額です。

21 款 諸収入は、△ 1 億 787 万 6 千円の減額です。

5 項 雑入で、新型コロナウイルス定期接種ワクチン助成金の前年度実績に伴う減額及び同助成金制度の廃止に伴う「新型コロナウイルス定期接種ワクチン助成金」(△ 1 億 1,349 万 1 千円)の減額が主なものです。

22 款 市債は、△ 4 億 8,670 万円の減額です。

1 項 市債で、借換債の発行を一部取りやめたことに伴う「借換債(総務債)」(△ 2 億 4,700 万円)の減額、「借換債(教育債・旧合併特例事業債)」(△ 3 億 4,740 万円)の減額、中学校電子黒板更新に伴う「情報教育推進事業(デジタル活用推進事業債)」(1 億 230 万円)の増額が主なものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出です。

議案書は、「第 1 表歳入歳出予算補正」の歳出となります。

(事項別明細書は予算説明書の 23 ページからとなります。)

2 款 総務費は、9 億 6,241 万 6 千円の増額です。

1 項 総務管理費で、9 億 5,864 万 9 千円の増額です。ふるさと寄附の増加による返礼品等の費用として「寄附採納事務」(4 億 2,960 万円)の増額、NHK受信料未契約分の確定に伴う「本庁舎管理費」(197 万 2 千円)の増額、繰越金確定に伴う財政調整基金への積立として「基金積立金」(4 億 6,700 万円)の増

額が主なものです。

- 2 項 徴税費で、438 万 1 千円の増額です。会計年度任用職員報酬等の人件費の増額に伴う「収納費」(238 万 1 千円)の増額が主なものです。
- 3 項 戸籍住民基本台帳費で、△319 万 4 千円の減額です。戸籍振り仮名通知業務等の減額により、「戸籍住民基本台帳管理費」の減額です。
- 4 項 選挙費で、50 万円の増額です。職員給料等の増額により、全額「選挙管理委員会事務費」の増額です。
- 5 項 統計調査費で、178 万円の増額です。調査員報酬等の増額により、全額「国勢調査費」の増額です。
- 6 項 監査委員費で、30 万円の増額です。共済費の増額により、全額「監査委員事務費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 33 ページからとなります。)

3 款 民生費は、2 億 3,241 万 6 千円の増額です。

- 1 項 社会福祉費で、2 億 101 万 2 千円の増額です。指定寄附に伴う福祉基金積立金等として「社会福祉総務費」(2,345 万 8 千円)の増額、令和 7 年 4 月からの子ども医療費無償化に伴い受診が増加したことによる「福祉医療費給付事業」(1 億 6,133 万 7 千円)の増額が主なものです。
- 2 項 児童福祉費で、2,991 万円の増額です。三郷・堀金児童館の空調設備設置及び堀金児童館遊具更新費用として「児童館運営費」(587 万 4 千円)の増額、堀金認定こども園雨漏り対策工事等として「認定こども園管理費」(1,295 万 4 千円)の増額が主なものです。
- 3 項 生活保護費で、114 万 4 千円の増額です。被保護者調査項目変更に係る生活保護システムの改修等により、全額「生活保護総務費」の増額です。
- 4 項 災害救助費で、35 万円の増額です。災害見舞金支給件数の増加見込みにより、全額「災害救助費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 43 ページからとなります。)

4 款 衛生費は、△143 万 5 千円の減額です。

- 1 項 保健衛生費で、△152 万 5 千円の減額です。不妊治療の体外受精(生殖補助医療)に新たに取り組む市内医療機関に対する補助金等として「保健衛生総務費」(2,630 万円)の増額、新型コロナウイルス定期接種ワクチンの自己負担額変更による医務委託料の減額等として「予防接種事業」(△2,785 万円)の減額が主なものです。
- 2 項 清掃費は、9 万円の増額です。リサイクルセンターの施設修繕費として、全額「リサイクルセンター管理運営事業」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 47 ページからとなります。)

6 款 農林水産業費は、2,787 万 1 千円の増額です。

- 1 項 農業費で、2,423 万 6 千円の増額です。畜産業者の堆肥舎整備に対する補助金等として「畜産振興事業」(2,125 万円)の増額が主なものです。
- 2 項 林業費で、224 万 1 千円の増額です。松くい虫被害対策補助金の申請件数見込みによる「松くい虫被害対策事業」(1,150 万円)の増額、林道長峰線改良事業で過疎債の減額調整等により「林道重点整備・維持管理事業」(△1,092 万 9 千円)の減額が主なものです。

- 3 項 耕地費で、139 万 4 千円の増額です。農業水路等長寿命化・防災減災事業（三郷及木地区）の実施による「団体営土地改良事業」（103 万 4 千円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 53 ページからとなります。）

7 款 商工費は、116 万 1 千円の増額です。

- 1 項 商工費で、本陣等々力家の再生活用事業に係る補助金として「受入体制整備事業」（2,060 万円）の増額、中房線路肩崩落の影響により、有明荘で予定していた沢水ろ過装置設置工事の進捗が見込めないことから「施設管理整備事業」（△2,168 万 6 千円）の減額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 57 ページからとなります。）

8 款 土木費は、5,792 万円の増額です。

- 1 項 土木管理費で、222 万円の増額です。職員給料等の増額により、全額「土木総務費」の増額です。
- 2 項 道路橋梁費で、8,020 万円の増額です。北穂高に予定している産業団地開発に伴う市道交差点改良事業として「市道新設改良事業（産業団地関連）」（1,743 万 5 千円）の増額、市道豊科 1 級 26 号線、市道豊科 3166 号線の事業進捗に伴う「市道新設改良事業」（5,446 万 7 千円）の増額、松糸道路高速バス停関連整備事業に伴う「社会資本整備総合交付金事業」（528 万円）の増額が主なものです。
- 4 項 都市計画費で、△2,450 万円の減額です。職員給料等の減額により「都市計画総務費」（△1,050 万円）の減額、国の社会資本整備総合交付金（公園分）の減額により「都市公園等維持管理事業」（△1,410 万円）の減額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 63 ページからとなります。）

9 款 消防費は、183 万 3 千円の増額です。

- 1 項 消防費で、会計年度任用職員報酬等の増額により「非常備消防費」（186 万 2 千円）の増額、第 9 分団第 1 部（等々力区）及び第 3 部（穂高町区・等々力町区）の消防団詰所統廃合に向けた「消防施設維持整備事業」（72 万 5 千円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 65 ページからとなります。）

10 款 教育費は、1 億 7,372 万 9 千円の増額です。

- 1 項 教育総務費で、872 万 5 千円の増額です。職員給料等の増額に伴う「給食センター総務費」（610 万円）の増額が主なものです。
- 2 項 小学校費で、3,192 万 8 千円の増額です。電子黒板・ダブレットの経年劣化等による物品修繕等により「小学校総務管理費」（658 万円）の増額、三郷小学校長寿命化改良工事における物価スライド条項の適用による「小学校施設改修事業」（2,499 万円）の増額が主なものです。
- 3 項 中学校費で、1 億 999 万 1 千円の増額です。電子黒板の更新をリースから購入に変更したことに伴い「中学校総務管理費」（1 億 839 万 6 千円）の増額が主なものです。
- 4 項 幼稚園費で、15 万 5 千円の増額です。燃料単価及び使用実績により、全額「穂高幼稚園運営費」の増額です。

5 項 社会教育費で、1,127万2千円の増額です。黒沢洞合自然公園整備事業における伐採木の増加等に伴い「青少年健全育成費」(1,227万6千円)の増額が主なものです。

6 項 保健体育費で、1,165万8千円の増額です。令和8年度にマウンテンバイクコースで開催される全日本自転車競技選手権大会に伴うコースの一部拡幅により、全額「社会体育施設管理費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の75ページからとなります。)

12 款 公債費は、408万9千円の増額です。借換債の発行を一部取りやめたことによる「長期借入金償還元金」の財源変更と、令和6年度借入利子確定による「長期借入金償還利子」(408万9千円)の増額です。

以上が歳出の概要です。

続いて議案書の「第2表 債務負担行為補正」です。

追加は8件で、事業の早期着手が必要となるもの、事業期間が複数年となるものについて追加するものです。

変更は1件で、限度額を変更するものです。

廃止は1件で、賃貸借から購入に変更したことによるものです。

議案書の「第3表 地方債補正」です。

追加2件、変更6件、廃止2件です。

追加は、地方債メニューを防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債から公共事業等債へ変更したことによるもの、賃貸借から購入に変更した中学校電子黒板の更新に伴いデジタル活用推進事業債を追加するものです。

変更は、県による過疎債の減額調整によるもの、地方債メニューを変更したもの、事業費の増減によるものです。

廃止は、借換債の発行を一部取り止めたことによるものです。

説明は、以上です。

## 議案第 70 号

### 令和 7 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,204 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 94 億 6,352 万 9 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」の、歳入からご説明します。

（事項別明細書は 9 ページからとなります。）

3 款 国庫支出金 1 項 子ども・子育て支援事業補助金 935 万 6 千円の増額です。  
子ども・子育て支援金制度の導入に伴う、システム整備などの経費にかかる国からの補助金となります。

6 款 繰入金 1 項 他会計繰入金は、212 万 7 千円の増額です。特別会計を運営するための事務経費で、一般会計からの繰入金の増額を計上するものです。歳出の  
1 款 総務費の一般管理費と 4 款 特定健康診査等事業費に財源充当します。  
2 項 基金繰入金は、6,000 万円の減額。

7 款 繰越金 1 項 繰越金は、1 億 2,056 万 5 千円の増額です。令和 6 年度決算に伴い繰越額が確定したものです。

続きまして、歳出についてご説明します。

（事項別明細書は 11 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費は、202 万 7 千円の増額です。歳入で説明しました、特別会計を運営するための事務経費で、療養休暇取得職員の代替職員の報酬及び職員手当等です。  
2 項 賦課徴収費は 935 万 7 千円 子ども・子育て支援金制度の導入に伴う、システム整備などの改修経費です。

3 款 国民健康保険事業費納付金 1 項 医療給付費分、2 項 後期高齢者支援金分、  
3 項 介護納付金分は、それぞれ歳入 6 款 繰入金減額に伴う財源振替です。

（事項別明細書は 13 ページからとなります。）

4 款 保健事業費 2 項 特定健康診査等事業費 99 千円の増額。

法改正及び標準準拠システム化に伴い、現行システム同等に対応するための改修費です。

5款 積立金 1項 積立金は、6,100万円の増額です。令和6年度決算に伴い（前年度繰越金1億2,456万5千円から、）前年度繰越額の1/2以上を基金に積み立てるもので、現行予算との差額です。

（事項別明細書は15ページからとなります。）

8款 予備費 1項 予備費は、435万円の減額です。予算調整に伴うものです。

説明は、以上です。

## 議案第 71 号

### 令和 7 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,832 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 17 億 5,301 万 3 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」の、歳入からご説明します。

（事項別明細書は 9 ページからとなります。）

4 款 繰越金 1 項 繰越金は、4,447 万 1 千円の増額です。

主なものは、出納整理期間中に収納した保険料です。広域連合への納付は、本年度の歳出予算から納付金として支払うこととなりますので、繰越金に計上するものです。

5 款 諸収入 2 項 還付金は、105 万円の増額です。広域連合から補填されるため、歳出の 3 款 1 項の還付金と同額を計上するものです。

6 款 国庫支出金 1 項 子ども・子育て支援事業補助金 280 万 8 千円の増額です。子ども・子育て支援金制度の導入に伴い、システム整備などにかかる国からの補助金となります。

続きまして、歳出についてご説明します。

（事項別明細書は 11 ページからとなります。）

1 款 総務費 2 項 徴収費 280 万 9 千円の増額補正です。

子ども・子育て支援金制度の導入に伴う、システム整備などの改修経費です。

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金は、4,457 万 1 千円の増額です。先ほど歳入で説明しましたが、出納整理期間中に収納した保険料は、今年度広域連合へ納付します。歳入の繰越金補正額と同額の計上となる。

3 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金は、105 万円の増額です。

令和 6 年度の還付未済額と過去の還付実績に基づき、見込み額を増額したもの。

4款 予備費 1項 予備費は、10万1千円の減額です。  
歳入歳出の予算調整による減額です。

説明は、以上です。

## 議案第 72 号

### 令和 7 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 873 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 104 億 4,218 万 8 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算の補正」の歳入から、主なものについて説明します。  
（事項別明細書は 9 ページからとなります。）

3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金は、補正額 85 万 3 千円の増額です。主に、令和 7 年 4 月以降の人事異動による給料・手当等の調整によるもので、事業に係る国庫補助額の増額を計上するものです。

5 款 県支出金 2 項 県補助金は、補正額 42 万 6 千円の増額です。主に、令和 7 年 4 月以降の人事異動による給料・手当等の調整によるもので、事業に係る県補助金の増額を計上するものです。

8 款 繰入金 補正額は、140 万 9 千円の増額です。

1 項 一般会計繰入金は、補正額 249 万 5 千円の減額です。主な内訳は、低所得者保険料軽減に係る国庫及び県費負担金の交付決定に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものです。

2 項 基金繰入金は、390 万 4 千円の増額です。低所得者保険料負担金の交付決定に伴い、一般会計からの繰入金を減額、基金繰入金を増額するものです。

9 款 繰越金 1 項 繰越金は、補正額 2 億 604 万 6 千円の増額です。令和 6 年度決算に伴い繰越額が確定したものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。  
（事項別明細書は 11 ページからとなります。）

3 款 地域支援事業 2 項 包括的支援事業・任意事業費は 222 万円の増額、認知症サポーター養成講座の開催依頼の増加に伴うテキスト等の購入、産休代替えとして雇用する人件費及び令和 7 年 4 月の人事異動による給料・手当等の調整に伴い、増額するものです。

6 款 基金積立金 1 項 基金積立金は、5,557 万 2 千円の増額です。前年度介護保険特別会計決算に伴い、基金積立額が決定したものです。

(事項別明細書は 13 ページとなります。)

8 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金は、1 億 5,094 万 2 千円の増額です。  
内訳は、第 1 号被保険者保険料還付金として 52 万 1 千円、令和 6 年度介護給付  
費確定による国及び県への返還金として 1 億 3,685 円 5 千円、地域支援事業交付  
金確定による国及び県への返還金として 1,356 万 6 千円を増額するものです。

説明は、以上です。

## 議案第 73 号

### 令和 7 年度安曇野市上川手山林財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 130 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 314 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書 2、3 ページ

「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入からご説明します。

4 款 繰入金 1 項 基金繰入金は、130 万 9,000 円の増額です。

続きまして、歳出です。

1 款 総務費 1 項 総務管理費は、分筆測量図作成のための委託料 130 万 9,000 円を増額するものです。

説明は、以上です。

## 議案第 74 号

### 令和 7 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 237 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入からご説明いたします。

2 款 繰入金 1 項 他会計繰入金 6 万円 2 千円の増額です。、

3 款 繰越金 1 項 繰越金 7 万円の増額となります。

次に歳出について説明します。

1 款 産業団地事業費 1 項 産業団地事業費 13 万 2 千円の増額です。

主な内容は、あづみ野産業団地の緑地管理業務に伴う委託料の増額となります。

説明は、以上です。

## 議案第 75 号

### 令和 7 年度 安曇野市有明荘特別会計補正予算（第 1 号）

#### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 21,681 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,290 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

#### （債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から説明します。

1 款 1 項他会計繰入金は、歳出 1 款施設事業費が 2,168 万 1 千円減額されたことと、令和 6 年度決算の確定により 3 款 1 項繰越金が 5 千円増額になったことにより、一般会計からの繰入が 2,168 万 6 千円の減額となったものです。

次に歳出について説明します。

1 款 1 項施設事業費 2,168 万 1 千円の減額は、本年度予定していた有明荘の「沢水ろ過装置システム設置工事」について、県道中房線崩落の影響により、当初予定していた工事が県道の冬季閉鎖期間までに終了の目途が立たず、工事期間が令和 8 年度に及ぶことから債務負担行為により改めて予算計上することとし、本年度の工事請負費の予算を減額するものです。

債務負担行為の内容は、「第 2 表 債務負担行為」に記載のとおり、期間は令和 8 年度まで、限度額は同額の 2,168 万 1 千円です。

説明は、以上です。

## 議案第 76 号

### 令和 7 年度安曇野市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 7 年度安曇野市水道事業会計の補正予算 第 1 号は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度安曇野市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第 1 款 水道事業費用 614 万円の増額

第 3 条 予算第 4 条の本文括弧書の記載の通り改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

第 1 款 資本的収入 610 万 4 千円の増額

第 4 条 予算第 6 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

事項、アセットマネジメント策定業務委託、期間、令和 8 年度まで、限度額、600 万円

第 5 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（1）職員給与費 523 万 3 千円の増額

次に、補正予算書によりご説明します。

9、10 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の、支出。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 2 目配水及び給水費を 382 万 9 千円増額するものです。

増額の理由は、職員の人事異動に伴う人件費の過不足の調整及び公用車に係る NHK 受信料の支払いに伴うものです。

4 目総係費につきましては、既決予定額を 231 万 1 千円増額するものです。

増額の理由は、正規職員欠員補充のため、パートタイム会計年度任用職員雇用の人件費及び職員の人事異動に伴う人件費の過不足の調整に伴うものです。

続きまして、11、12 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の、収入

1 款資本的収入、3 項補助金、1 目国庫補助金を 610 万 4 千円増額するものです。

増額の理由は、堀金岩原低区系導水管布設替工事に係る社会資本整備総合交付金の交付決定に伴うものです。

説明は、以上です。

## 議案第 77 号

### 令和 7 年度安曇野市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 7 年度安曇野市下水道事業会計の補正予算 第 1 号は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度安曇野市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 第 1 款下水道事業収益 2,084 万 8 千円の増額

支出 第 1 款下水道事業費用 2,886 万 4 千円の増額

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（1）職員給与費 261 万 8 千円の増額

次に、補正予算書によりご説明します。

9、10 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の、収入

1 款下水道事業収益 1 項営業収益 3 目受託工事収益を 2,084 万 8 千円増額するものです

増額の理由は、県道等道路改良工事の追加に伴う下水道施設移転補償費の増額によるものです。

収益的収入及び支出の、支出

1 款下水道事業費用 1 項営業費用 1 目管きよ費を 172 万 6 千円増額するものです。

増額の理由は、下水道事業計画変更業務委託について、都市計画決定図書の作成などの業務追加及び公用車に係る NHK 受信料の支払いに伴うものです。

2 目処理場費は、既決予定額を 531 万 3 千円増額するものです。

増額の理由は、明科浄化センター耐震設計業務委託について、施設内設備の荷重条件を複数で検証するため、業務内容の追加することに伴うものです。

5 目受託工事費は、既決予定額を 1,895 万 3 千円増額するものです。

増額の理由は、県道等道路改良工事に伴う下水道施設移転補償工事の追加に伴うものです。

7 目総係費は、既決予定額を 287 万 2 千円増額するものです。

増額の理由は、職員の人事異動に伴う過不足の調整です。

説明は、以上です。

## 議案第 78 号

### 令和 6 年度安曇野市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度安曇野市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに歳入からご説明いたします。

決算書は、5 ページ、6 ページ、事項別明細書は、13 ページ、14 ページからになります。

なお、金額は、1 万円単位で、1 万円未満は切り捨てとし、比較的、増減の大きいものについて説明いたします。

#### 1 款 市税です。

市税は歳入全体の 24.1%を占めており、収入済額は 123 億 2,068 万円で、前年度より 4 億 620 万円の減です。(前年度比 3.2%減)

個人市民税は、定額減税の実施などにより、前年度より 2 億 8,270 万円の減(前年度比 5.7%減)、法人市民税は、1 億 2,588 万円の減です。(前年度比 13.5%減)

2 款 地方譲与税は、収入済額 5 億 889 万円で、362 万円の増です。  
(前年度対比 0.7%増)

3 款 利子割交付金は、収入済額 526 万円で、144 万円の増です。  
(前年度対比 37.7%増)

4 款 配当割交付金は、収入済額 9,463 万円で、2,455 万円の増です。  
(前年度対比 35.0%増)

5 款 株式等譲渡所得割交付金は、収入済額 1 億 2,605 万円で、5,624 万円の増です。  
(前年度対比 80.6%増)

6 款 法人事業税交付金は、収入済額 2 億 801 万円で、1,574 万円の増です。  
(前年度対比 8.2%増)

7 款 地方消費税交付金は、収入済額 24 億 2,532 万円で、2,757 万円の増です。  
(前年度対比 1.2%増)

8 款 ゴルフ場利用税交付金は、収入済額 3,559 万円で、199 万円の減です。  
(前年度対比 5.3%減)

9 款 環境性能割交付金は、収入済額 5,477 万円で、1,164 万円の増です。  
(前年度対比 27.0%増)

10 款 地方特例交付金は、収入済額 5 億 5,602 万円で、4 億 3,697 万円の増です。  
(前年度対比 367.1%増)

11 款 地方交付税は、基準財政需要額が増えたことなどにより、収入済額 125 億 6,485 万円で、3 億 8,240 万円の増です。  
(前年度対比 3.1%増)

12 款 交通安全対策特別交付金は、収入済額 1,072 万円で、72 万円の減です。  
(前年度対比 6.3%減)

13 款 分担金及び負担金は、収入済額 2 億 9,853 万円で、1 億 6,583 万円の減です。  
(前年度対比 35.7%減)

14 款 使用料及び手数料は、収入済額 3 億 776 万円で、230 万円の増です。  
(前年度対比 0.8%増)

15 款 国庫支出金は、収入済額 58 億 8,352 万円で、4 億 51 万円の減です。  
(前年度対比 6.4%減)

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（1 億 6,013 万円）などが増となった一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（△ 6 億 1,378 万円）などが減となりました。

16 款 県支出金は、収入済額 27 億 2,010 万円で、8,989 万円の減です。  
(前年度対比 3.2%減)

17 款 財産収入は、収入済額 1 億 2,092 万円で、6,042 万円の増です。  
(前年度対比 99.9%増)

18 款 寄附金は、収入済額 6 億 6,720 万円で、ふるさと寄附金の増により、6,667 万円の増です。  
(前年度対比 11.1%増)

19 款 繰入金は、減債基金繰入金の増などにより、収入済額 17 億 5,676 万円で、1 億 2,417 万円の増です。  
(前年度対比 7.6%増)

20 款 繰越金は、収入済額 11 億 5,757 万円で、3 億 3,990 万円の減です。  
(前年度対比 22.7%減)

21 款 諸収入は、収入済額 31 億 530 万円で、2,657 万円の増です。  
(前年度対比 0.9%増)

22 款 市債は、収入済額 61 億 946 万円で、7 億 5,795 万円の増です。  
(前年度対比 14.2%増)

民生債は、前年度より 12 億 7,560 万円減の 3 億 7,190 万円となりましたが、総務債は、借換債などにより 13 億 2,330 万円の増、教育債は、給食センター設備更新事業などの増により、6 億 1,580 万円増の 18 億 9,690 万円となりました。

以上、一般会計収入済額の総額は510億3,802万円で、前年度より5億9,322万円増となり、前年度対比1.2%の増です。

不納欠損額は970万円で、前年度より334万円の減となっております。  
収入未済額は3億7,125万円で、前年度より890万円の減となっております。

続きまして、歳出です。

決算書は9ページ、10ページ、事項別明細書は61、62ページからになります。

1款 議会費は、支出済額 2億4,206万円で、前年度対比8.3%増の1,861万円の増です。

2款 総務費は、支出済額 58億1,489万円で、前年度対比10.7%減の6億9,410万円の減です。財政4基金積立金10億4,163万円の減などによるものです。

3款 民生費は、支出済額 161億8,956万円で、前年度対比4.3%減の7億2,139万円の減です。

安曇野市物価高騰家計支援給付金追加給付事業5億6,096万円、三郷東部認定こども園建設事業5億7,232万円、三郷西部認定こども園建設事業4億8,911万円の減などによるものです。

4款 衛生費は、支出済額 27億1,522万円で、前年度対比7.5%減の2億2,113万円の減です。

豊科保健センター施設改修事業 2億4,178万円の減などによるものです。

5款 労働費は、支出済額 6,136万円で、前年度対比3.7%増の218万円の増です。

6款 農林水産業費は、支出済額 19億7,164万円で、前年度対比25.0%増の3億9,442万円の増です。

三郷堆肥センター解体事業2億6,191万円の増などによるものです。

7款 商工費は、支出済額 33億6,920万円で、前年度対比3.5%増の1億1,239万円の増です。

制度資金貸付事業が5億999万円の減となったものの、繰越明許、プレミアム付き商品券事業6億5,018万円の増などによるものです。

8款 土木費は、支出済額 46億3,196万円で、前年度対比11.4%減の5億9,395万円の減です。

下水道事業繰出金5億2,500万円の減などによるものです。

9款 消防費は、支出済額 15億5,069万円で、前年度対比7.4%増の1億671万円の増です。

10款 教育費は、支出済額 59億9,787万円で、前年度対比21.2%増の10億4,731万円の増です。

豊科近代美術館大規模修繕工事事業 2 億 6,562 万円、穂高鐘の鳴る丘集会所施設整備事業 1 億 7,343 万円の増などによるものです。

11 款 災害復旧費は、支出済額 822 万円で、前年度対比 98.2%減の 4 億 4,736 万円の減です。

12 款 公債費は、支出済額 72 億 5,473 万円で、前年度対比 26.4%増の 15 億 1,655 万円の増です。

13 款 予備費は、3,735 万円を必要経費に充用し、当該予算科目から支出しました。

以上、一般会計支出済額の総額は 498 億 746 万円で、前年度対比 1.1%増の 5 億 2,024 万円の増です。

翌年度繰越額は、繰越明許費が 25 事業で 30 億 3,695 万円、事故繰越が 3 事業で 9,669 万円の計 31 億 3,365 万円となり、前年度より 14 億 1,942 万円の増です。

次に、250 ページ、実質収支に関する調書について説明いたします。金額は 1,000 円単位となります。

歳入総額 510 億 3,802 万円、歳出総額 498 億 746 万 2 千円、歳入歳出差引額は 12 億 3,055 万 8 千円で、翌年度へ繰り越すべき財源 2 億 9,769 万 2 千円（繰越明許費繰越額 2 億 1,969 万 3 千円、事故繰越し繰越額 7,799 万 9 千円）を差し引いた実質収支額は 9 億 3,286 万 6 千円となり、黒字決算となっております。

説明は、以上です。

## 議案第 79 号

### 令和 6 年度安曇野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法 第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度安曇野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに、歳入からご説明します。

なお、金額は万円単位で、1 万円未満は切り捨てとし、主な内容について申し上げます。

決算書は、253・254 ページ、事項別明細書は、257 ページからとなります。

1 款 国民健康保険税は、収入済額 17 億 8,585 万円、不納欠損額は 1,591 万円、収入未済額は 1 億 4,874 万円です。

2 款 使用料及び手数料 1 項の手数料は、収入済額 89 万円で督促手数料です。

3 款 国庫支出金 1 項の国庫補助金は、497 万円で、社会保険・税番号制度システム整備費の補助金です。

4 款 県支出金 1 項の県補助金は、67 億 6,921 万円です。医療費等の支払いに対する普通交付金が 66 億 6,817 万円、特定健康診査等負担金が 2,236 万円、保険者努力支援分が 6,535 万円、特別調整交付金が 1,090 万円です。

(259.260 ページです。)

5 款 財産収入は、83 万円で、基金積立金利子です。

6 款 繰入金 1 項の他会計繰入金は、5 億 5,615 万円です。保険基盤安定事業や、財政安定化支援事業、事務費など市の負担分についての繰り入れです。

2 項の基金繰入金は、1 億 5,000 万円です。

7 款 繰越金は、5,622 万円です。

8 款 諸収入は、6,271 万円です。

1 項 延滞金及び過料は、525 万円で、保険税の延滞金です。

5 項 特定健診等個人負担金は 134 万円、後期高齢者健診に対する広域連合からの受託料です。

(261・262 ページです。)

6 項 雑入は、5,611 万円です。交通事故などに伴う、第三者行為納付金や被保険者からの返納金、療養給付費の前年度精算に伴う返還金などです。

以上、収入済額の総額は、93 億 8,686 万円です。前年度より 2 億 704 万円の減額、前年度対比では 2.1%減となりました。

続きまして、決算書は、255・256 ページの歳出です。

事項別明細書は、263 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 4,486 万円です。

1 項 総務管理費は、3,635 万円で、事務的経費としての一般管理費と、県の国保連合会への負担金です。

(265・266 ページです。)

2 款 保険給付費は、支出済額 67 億 740 万円です。

1 項 療養諸費は、57 億 7,516 万円で、医療費の保険者負担分として、療養給付費や柔道整復などの療養費、そして審査支払手数料です。

2 項 高額療養費は、8 億 9,300 万円です。

(267 ページです。)

4 項 出産育児諸費は、1,621 万円で、出産育児一時金 32 件分です。

6 項 精神諸費は、1,996 万円で、障害者総合支援法による精神通院医療の受給者の自己負担分の補助です。

3 款 国民健康保険事業費納付金は、支出済額 22 億 7,222 万円です。

県の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、納付するものです。

(269・270 ページです。)

4 款 保健事業費は、支出済額 1 億 3,589 万円です。

1 項 保健事業費が 1,163 万円で、会計年度任用職員報酬等の他、医療費通知経費、健康ポイント券配布経費などです。

2 項 特定健康診査等事業費は、1 億 2,426 万円で、特定健康診査の委託料と人間ドックの補助が主なものです。

(271・272 ページです。)

5 款 積立金は、支出済額 3,083 万円、国民健康保険支払準備基金への積み立てです。

6款 公債費の、支出額はありません。

7款 諸支出金は、支出済額 7,106 万円です。

主なものは、保険税の還付金及び加算金、療養給付費等負担金返還金です。

(273・274 ページです。)

8款 予備費は、支出額はありません。

以上、支出済額の総額は、92 億 6,229 万円で、前年度より 2 億 7,539 万円減額、前年度対比では 2.8%減となりました。

続きまして、276 ページの「実質収支に関する調書」です。金額は千円単位となります。

歳入総額 93 億 8,686 万 2 千円、歳出総額 92 億 6,229 万 6 千円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、1 億 2,456 万 5 千円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

## 議案第 80 号

### 令和 6 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法 第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに、歳入からご説明します。

なお、金額は万円単位で、1 万円未満は切り捨てとし、主な内容について申し上げます。

決算書は 279・280 ページ、事項別明細書は、283・284 ページからです。

1 款 後期高齢者医療保険料は、  
収入済額 12 億 8,823 万円、不納欠損額は 14 万円、収入未済額が 463 万円です。

2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料は、収入済額 16 万円で督促手数料です。

3 款 繰入金は、3 億 5,509 万円、一般会計からの繰入です。  
主なものは、保険基盤安定繰入金、3 億 818 万円です。

4 款 繰越金は、3,366 万円です。

5 款 諸収入は、77 万円、延滞金及び保険料還付金です。

以上、収入済額の総額は、16 億 7,792 万円です。前年度より 2 億 2,347 万円増、前年度対比では 15.4%増となりました。

続きまして、歳出です。決算書は 281・282 ページ、  
事項別明細書は、285・286 ページです。

1 款 総務費は、支出済額 611 万円、一般管理費や保険料の徴収に係る事務的経費です。

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額 16 億 2,651 万円、保険料、事務費及び基盤安定に係る負担金です。

3 款 諸支出金は、支出済額 72 万円、保険料の還付金です。

4 款 予備費の支出額はありません。

以上、287・288 ページ支出済額の総額は、16 億 3,335 万円です。前年度より 2 億 1,257 万円増、前年度対比では 15.0%増となりました。

続きまして、290 ページの「実質収支に関する調書」です。金額は千円単位となります。

歳入総額 16 億 7,792 万 7 千円、歳出総額 16 億 3,335 万 6 千円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、4,457 万 1 千円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

## 議案第 81 号

### 令和 6 年度安曇野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度安曇野市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに歳入からご説明いたします。

決算書は 293 ページ、事項別明細書は、297 ページからとなります。

なお、金額は、万円単位で、1 万円未満は切り捨てとし、主な内容について申し上げます。

1 款 保険料は、収入済額 22 億 63 万円、不納欠損額は 40 万円、収入未済額は 862 万円です。

2 款 使用料及び手数料は、収入済額 24 万円です。

3 款 国庫支出金は、24 億 75 万円です。主なものは、介護給付に対する国庫負担金が 17 億 6,810 万円、高齢化率等を考慮して交付される調整交付金等の国庫補助金が 6 億 3,265 万円です。

(299 ページです)

4 款 支払基金交付金は、25 億 9,587 万円、第 2 号被保険者の保険料です。

5 款 県支出金は、14 億 3,819 万円です。主なものは介護給付費に対する県負担金が 13 億 6,579 万円、地域支援事業に対する県補助金が 7,239 万円です。

6 款 サービス収入は、2,222 万円、介護予防サービス計画費収入です。

7 款 財産収入は、236 万円、支払い準備基金積立金の利子です。

8 款 繰入金は、13 億 9,906 万円、一般会計からの繰入金です。

(301 ページです)

9 款 繰越金は、2 億 9,047 万円、前年度からの繰越金です。

10 款 諸収入は、169 万円、第 3 者行為に伴う納付金及び第 1 号被保険者の延滞金です。

以上、収入済額の総額は 103 億 5,152 万円で、前年度より 2 億 3,001 万円増、前年度対比では 2.3%増となりました。

続きまして、決算書の 295 ページ、歳出です。事項別明細書は 303 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 1 億 536 万円です。

- 1 項 総務管理費は 1,830 万円、介護保険事務に係る通信運搬費や委託料等です。
- 3 項 介護認定審査会費は 8,180 万円、認定調査員の報酬及び松本広域連合認定審査会への負担金等です。

2 款 保険給付費は、支出済額 92 億 2,945 万円です。

(305 ページです。)

- 1 項 介護サービス等諸費は 88 億 4,108 万円、内容は介護給付費負担金です。  
そのほか、
- 3 項 高額介護サービス等費は 1 億 9,684 万円、
- 4 項 特定入所者介護サービス等費は 1 億 5,439 万円、これは施設入所者の低所得者対策として、食費等の負担限度額を超えた分について給付したものです。
- 5 項 高額医療合算介護サービス等費は 2,826 万円です。

3 款 地域支援事業は、支出済額 4 億 8,758 万円です。

- 1 項 介護予防事業は、2,451 万円、内容は一般介護予防事業における委託料等です。

(307 ページです。)

- 2 項 包括的支援事業・任意事業費は、1 億 2,398 万円、内容は地域包括支援センターで行われる地域包括ケア推進事業等です。

(309 ページです。)

- 3 項 介護予防・日常生活支援総合事業は、3 億 3,665 万円、総合事業に関する介護予防生活支援サービス事業の負担金等です。

(311 ページです。)

4 款 介護サービス事業費は、支出済額 2,065 万円、要支援者のケアプラン作成委託料です。

5 款 保健福祉事業費は、支出済額 621 万円、内容は要介護 3 以上の高齢者を在宅で介護している家族等に対する介護用品購入助成のほか、介護予防等の取り組みを始めた団体に対する支え合い整備事業補助金です。

(313 ページです。)

6 款 基金積立金は、支出済額 8,258 万円です。

7 款 公債費の支出額はありません。

8 款 諸支出金は、支出済額 2 億 1,361 万円、内容は介護保険料の還付金のほか、過年度分の国庫負担金等を返還したものなどです。

以上、支出済額の総額は 101 億 4,547 万円で、前年度より 3 億 1,443 万円増、前年度対比では 3.2%増となりました。

続きまして 316 ページの「実質収支に関する調書」です。  
金額は千円単位となります。

歳入総額 103 億 5,152 万 3 千円、歳出総額 101 億 4,547 万 3 千円、歳入歳出差引額  
及び実質収支額は 2 億 604 万 9 千円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

## 議案第 82 号

### 令和 6 年度安曇野市上川手山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度安曇野市上川手山林財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに、歳入からご説明いたします。

決算書は 319 ページ 事項別明細書は 323 ページからとなります。

1 款 財産収入の収入済額は 133 万 2,766 円で、土地貸付収入及び基金利子となります。

2 款 繰越金の収入済額は 107 万 8,130 円です。

歳入合計は、241 万 896 円となります。

続きまして、歳出です。

決算書は 321 ページ 事項別明細書は 325 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 113 万 6,825 円で管理会の委員報酬、基金積立金等です。

2 款及び 3 款の支出は無く、歳出合計は同額の 113 万 6,825 円です。

歳入歳出差引額は、127 万 4,071 円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

## 議案第 83 号

### 令和 6 年度安曇野市北の沢山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度安曇野市北の沢山林財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに、歳入からご説明いたします。

決算書は 331 ページ 事項別明細書は 335 ページからとなります。

1 款 財産収入は 6 万 4,582 円で、土地貸付収入及び基金利子となります。

2 款 繰越金は 57 万 8,008 円です。

歳入合計は、64 万 2,590 円です。

続きまして、歳出です。

決算書は 333 ページ 事項別明細書は 337 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 23 万 3,582 円で保険料、基金積立金等であり、歳出合計は同額の 23 万 3,582 円です。

歳入歳出差引額は 40 万 9,008 円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

## 議案第 84 号

### 令和 6 年度安曇野市有明山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度安曇野市有明山林財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに歳入からご説明いたします。

決算書は 343 ページ 事項別明細書は、347 ページからとなります。

1 款 分担金の収入済額は 22 万 6,800 円で、管理費分担金です。

2 款 1 項 財産運用収入は 7 万 2,222 円で、基金利子等です。

2 款 2 項 財産売払収入は 253 万 4,829 円で、土地売り払い収入です。

3 款 繰越金は 37 万 3,806 円です。

歳入合計は、320 万 7,657 円であります。

続きまして、歳出です。

決算書は 345 ページ 事項別明細書は 349 ページからとなります。

1 款 総務費は支出済額 284 万 1,960 円で保険料、基金積立金等です。

歳出合計は、同額の 284 万 1,960 円です。

歳入歳出差引額は 36 万 5,697 円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

## 議案第 85 号

令和 6 年度安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに歳入からご説明いたします。

決算書は 355 ページ 事項別明細書は 359 ページからとなります。

1 款 分担金の収入済額は 31 万 800 円で、管理費分担金です。

2 款 財産収入は 8,799 円で、基金利子です。

3 款 繰越金は 36 万 5,779 円です。

歳入合計は 68 万 5,378 円です。

続きまして、歳出です。

決算書は 357 ページ 事項別明細書は 361 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額が 21 万 1,299 円で、保険料、基金積立金等です。

歳出合計は、同額の 21 万 1,299 円です。

歳入歳出差引額は 47 万 4,079 円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

## 議案第 86 号

### 令和 6 年度安曇野市穂高山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度安曇野市穂高山林財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに歳入からご説明いたします。

決算書は 367 ページ 事項別明細書は 371 ページからとなります。

1 款 分担金の収入済額は 28 万 500 円で、管理費分担金です。

2 款 財産収入は 7,099 円で基金利子となります。

3 款 繰越金は 48 万 3,115 円です。

歳入合計は、77 万 714 円です。

続きまして、歳出です。

決算書は 369 ページ 事項別明細書は 373 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 29 万 929 円で保険料、基金積立金等です。

歳出合計は、同額の 29 万 929 円です。

歳入歳出差引額は 47 万 9,785 円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は、以上です。

## 議案第 87 号

令和 6 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度安曇野市産業団地 造成事業特別会計 歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

歳入からご説明します。事項別明細書 383、384 ページをご覧ください。

2 款 繰入金は、455 万 9,000 円。一般会計からの繰入金です。

3 款 繰越金 6 万 309 円。前年度の繰越金です。

歳入合計は、収入済額 461 万 9,309 円です。

次に、歳出をご説明します。385、386 ページをご覧ください。

12 節 委託料 109 万 7,517 円

14 節 工事請負費 335 万 5,000 円が主な歳出となります。

歳出合計は、支出済額 454 万 7,977 円です。

続きまして、388 ページの「実質収支に関する調書」です。

歳入総額 461 万 9,000 円、歳出総額 454 万 7,000 円、歳入歳出差引額 7 万 1,000 円で、実質収支額は 7 万 1,000 円の黒字決算でございます。

説明は、以上です。

## 議案第 88 号

### 令和 6 年度安曇野市有明荘特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度安曇野市有明荘特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

歳入からご説明します。決算書は 391、392 ページ、事項別明細書は 395、396 ページです。

1 款 繰入金、1,618 万 8 千円、一般会計からの繰入金です。

3 款 繰越金、5,917 円、前年度繰越金でございます。

歳入合計収入済額は、1,619 万 3,917 円であります。

次に歳出です。

決算書は 393、394 ページ、事項別明細書は 397、398 ページです。

1 款 施設事業費の主な内容につきましては、10 節需用費 施設修繕費 458 万 7,011 円で、エントランスや休憩所ベランダの防水修繕や老朽化に伴う雨漏り修繕等です。

12 節 委託料 688 万 6,000 円は、敷地境界確認のための測量業務委託です。

13 節 借地料 148 万 7,100 円は有明荘敷地の借地料として中部森林管理局への支払いです。

14 節 工事請負費 217 万 4,700 円は、照明器具 L E D 化工事です。

歳出合計支出済額は、1,618 万 7,861 円です。

続きまして、400 ページの「実質収支に関する調書」です。

歳入総額 1,619 万 3,000 円、歳出総額 1,618 万 7,000 円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも 6,000 円の黒字決算となっております。

説明は、以上です。

## 議案第 89 号

### 令和 6 年度安曇野市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度安曇野市水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度安曇野市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

水道事業会計決算書によりご説明します。  
説明にあたり、万円未満を切捨てとさせていただきます。

水道事業会計決算書の 7 ページ、8 ページをお願いします。ここでの金額は消費税を含んだ額となります。

1 収益的収入及び支出で、

(1) 収入の、第 1 款 水道事業収益の決算額は 22 億 9,504 万円で、前年度 (22 億 8,993 万円) より 511 万円の増です。

この主な理由は、長期前受金戻入の増加によるものです。

(2) 支出の、第 1 款 水道事業費用は、19 億 1,611 万円で、前年度 (18 億 1,799 万円) より 9,812 万円の増です。

この主な理由は、国の電気料金に対する支援縮小等により動力費が増加したことによるものです。

続きまして、2 の資本的収入及び支出です。

収入の、第 1 款 資本的収入は 1 億 5,483 万円で、前年度 (1 億 5,966 万円) より 483 万円の減です。

この主な理由は、移転工事の負担金等の減少によるものです。

次に、(2) 支出の第 1 款 資本的支出は 13 億 4,064 万円で、前年度 (14 億 1,305 万円) より 7,241 万円の減です。

この主な理由は、上原水源地監視装置更新工事等の繰越しによるものです。

9 ページをお願いします。ここからは経営状況を明らかにするための財務諸表で、決算額は消費税を除いた額となります。

損益計算書については、

1 営業収益は 17 億 8,690 万円、2 営業費用は 17 億 3,714 万円となり、営業収益から営業費用を引いた、営業利益 ((5) の下) は 4,976 万円となりました。

3 営業外収益は、3 億 3,279 万円、続きまして、10 ページの

4 営業外費用は、7,075 万円となった結果、営業収益と営業外収益を足した収益が

ら、営業費用と営業外費用を足した費用を差し引いた、経常利益（(3)の下）は、前年度（3億5,530万円）に比べ4,350万円減少し、3億1,180万円となりました。

当年度純利益は、

3億1,180万円の黒字決算となり、この純利益に前年度から繰越された利益剰余金と、その他未処分利益剰余金変動額の3億1,310万円を加え、当年度未処分利益剰余金は、6億2,491万円となりました。

次に、11ページ、12ページをお願いします。

先ほどの令和6年度末の未処分利益剰余金6億2,491万円については、11ページ、下段にあります、令和6年度安曇野市水道事業 剰余金処分計算書（案）により処分したく、議会の議決をお願いするものです。

処分とは、この剰余金の活用方法で、内訳は水道ビジョンによる、今後の建設改良工事の財源とするため、3億1,181万円を建設改良積立金に積み立てます。

また、令和6年度補てん財源とした積立金を資本金へ戻すため、3億1,310万円を資本金へ組入れ、処分後の残高4,652円を翌年度に繰り越しするという内容です。

13ページ、14ページをお願いします。

貸借対照表です、（13ページの一番下）資産合計は、252億9,054万円、（14ページの中央）負債合計は、92億5,353万円、（14ページ下から2行目の）資本合計は、160億3,701万円、（その下の）負債と資本の合計は、252億9,054万円となり、13ページの資産合計と同額となります。

負債は企業債償還などにより前年度比5億9,343万円減少し、また前年度決算で取り崩した建設改良積立金を資本金に組み入れたため、前年度に比べ資本金は、3億3千万円増加しました。

17ページ以降は、決算事業報告、業務の決算比較、財務諸表の内容をお示しするための資料です

説明は、以上です。

## 議案第 90 号

### 令和 6 年度安曇野市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度安曇野市下水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度安曇野市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

下水道事業会計決算書の 41 ページ、42 ページをお願いします。

1 収益的収入及び支出で、

(1) 収入の、第 1 款 下水道事業収益の決算額は、38 億 2,777 万円で、前年度（42 億 3,974 万円）より 4 億 1,197 万円の減です。

この主な理由は、一般会計からの繰入金の見直しによるものです。

(2) 支出の、第 1 款 下水道事業費用は、36 億 3,661 万円で、前年度（36 億 4,149 万円）より 488 万円の減です。

この主な理由は、企業債の支払利息の減少によるものです。

続きまして、2 の資本的収入及び支出です。

(1) 収入の、第 1 款 資本的収入は 17 億 3,079 万円で、前年度（12 億 7,040 万円）より 4 億 6,039 万円の増です。

この主な理由は、国庫補助金及び一般会計からの出資金の増加によるものです。

次に、(2) 支出の第 1 款 資本的支出は、32 億 7,828 万円で、前年度（27 億 9,499 万円）より 4 億 8,329 万円の増です。

この主な理由は、建設改良費の増加によるものです。

次に、43 ページをお願いします。損益計算書です。

1 営業収益は 17 億 3,041 万円、2 営業費用は 31 億 2,500 万円となり、営業損失は 13 億 9,458 万円となりました。

3 営業外収益は、19 億 2,689 万円、続きまして、

44 ページの 4 営業外費用は、3 億 5,968 万円となった結果、経常利益は、前年度（5 億 9,416 万円）より 4 億 2,154 万円減の 1 億 7,262 万円となりました。

当年度純利益は、1 億 7,262 万円の黒字決算となり、この純利益に前年度から繰越された利益剰余金 4 万円と、その他未処分利益剰余金変動額の 5 億 9,420 万円を加え、当年度未処分利益 剰余金は、7 億 6,687 万円となりました。

次に、45、46 ページをお願いします。

先ほどの当年度未処分利益 剰余金の内、7 億 6,687 万円については、45 ページ、下段にあります、令和 6 年度安曇野市下水道事業 剰余金処分計算書（案）により処分

したく、議会の議決をお願いするものです。

表の2行目からの処分額の内訳は、今後の企業債償還に充てるため減債積立金へ1億7,265万円を積み立て、令和6年度補てん財源とした積立金を資本金へ戻すため、5億9,420万円を資本金へ組入れを行い、処分後の残高2万4,411円を翌年度に繰り越しするという内容です。

47ページからが貸借対照表です。(47ページ下の)資産合計は、548億4,771万円、(48ページ中央の)負債合計は、437億5,842万円、(48ページ下から2行目の)資本合計は、110億8,929万円、負債と資本の合計は、548億4,771万円となります。

負債は企業債償還などにより前年度比15億8,277万円減少し、また前年度決算で取り崩した減債積立金の組み入れ及び一般会計からの出資金の繰り入れにより、資本金は7億8,100万円増加しました。

51ページ以降については、決算事業報告、業務の決算比較、財務諸表の内容をお示した、決算資料です。

説明は、以上です。

## 議案第 91 号

### 令和 7 年度（債務負担行為）障害者活動支援センター・高齢者集会施設改修工事請負契約について

令和 7 年 7 月 23 日一般競争入札に付した令和 7 年度（債務負担行為）障害者活動支援センター・高齢者集会施設改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

#### 記

- |          |                                                                  |
|----------|------------------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的  | 令和 7 年度（債務負担行為）障害者活動支援センター・<br>高齢者集会施設改修工事                       |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                                                           |
| 3 契約金額   | 2 9 8 , 1 0 0 , 0 0 0 円                                          |
| 4 契約の相手方 | 長野県安曇野市豊科 4932 番地 39<br>株式会社 佐原建設<br>代表取締役 佐原 <sup>よしひこ</sup> 良彦 |

説明は、以上です。

## 議案第 92 号

### 市道の廃止について

道路法第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止したいので議会の議決を求めるものです。

別紙の市道廃止路線調書をご覧ください。

今回の廃止路線は 3 路線ございます。

整理番号 1 の三郷 1504 号線は、開発行為に伴う市道の廃止を行うもの。整理番号 2 の三郷 1502 号線は、開発行為に伴い終点位置が変更となるため、一旦路線を廃止するものです。整備番号 3 の明科 3061 号線は市道としての機能が喪失していることから廃止するものです。

路線の位置につきましては、次ページの廃止路線位置図をご覧ください。

説明は、以上です。

## 議案第 93 号

### 市道の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので議会の議決を求めるものです。

別紙の市道認定路線調書をご覧ください。

今回の認定路線は 2 路線ございます。

整理番号 1 の三郷 5069 号線は、宅地造成により築造された道路であり、市道として管理すべき道路であることから、市道認定するものです。整理番号 2 の三郷 1502 号線は、開発行為に伴い終点位置が変更となるため、再認定するものです。

路線の位置につきましては、次ページの認定路線位置図をご覧ください。

説明は、以上です。